

職企発0327第3号

令和2年3月27日

各 位

厚生労働省職業安定局
雇用開発企画課長

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金に係る周知
啓発等への御協力について（依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省においては、景気の変動などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練等により労働者の雇用の維持を図った場合に、それにかかった費用を助成する雇用調整助成金を運用しております。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対する支援として、雇用調整助成金においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全業種の事業主を特例措置の対象事業主とともに、対象となる労働者の拡充等の措置を行ったところです。

厚生労働省においても、雇用調整助成金の特例措置について、事業主に行き届くよう周知啓発等に尽力しておりますが、貴団体におかれましても、傘下の事業主に対して、別添の周知資料を活用していただき、雇用維持を支援する雇用調整助成金の周知啓発等の御協力をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金等の労働施策に関する相談窓口を都道府県労働局に開設しておりますので、都道府県労働局のＨＰへの事業主の誘導を、併せてお願ひいたします。

雇用の維持を図る事業主を支援します

雇用調整助成金

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業および教育訓練)または出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。教育訓練を実施した場合には、教育訓練費が加算されます。

◆支給対象◆

- 支給対象事業主：雇用保険適用事業所
- 支給対象労働者：雇用保険被保険者

ただし、休業等の実施単位となる判定基礎期間（賃金締め切り期間）の初日の前日、または出向を開始する日の前日において、同一の事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満の労働者等は対象になりません。

◆主な支給要件◆

- 最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること。
- 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上（＊）増加していないこと。
＊大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上
- 実施する休業等および出向が労使協定に基づくものであること。（計画届とともに協定書の提出が必要）
- 過去に雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了日の翌日から起算して一年を超えていること。

◆受給手続き◆（裏面イメージ参照）

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに事前に計画届を提出することが必要です。
- 初めての提出の際は、雇用調整を開始する日の2週間前をめどに、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい（最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。）。
- 支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※ 対象労働者1人あたり <u>8,330円</u> が上限です。（令和2年3月1日現在）	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算（額）	(1人1日当たり) 1,200円	

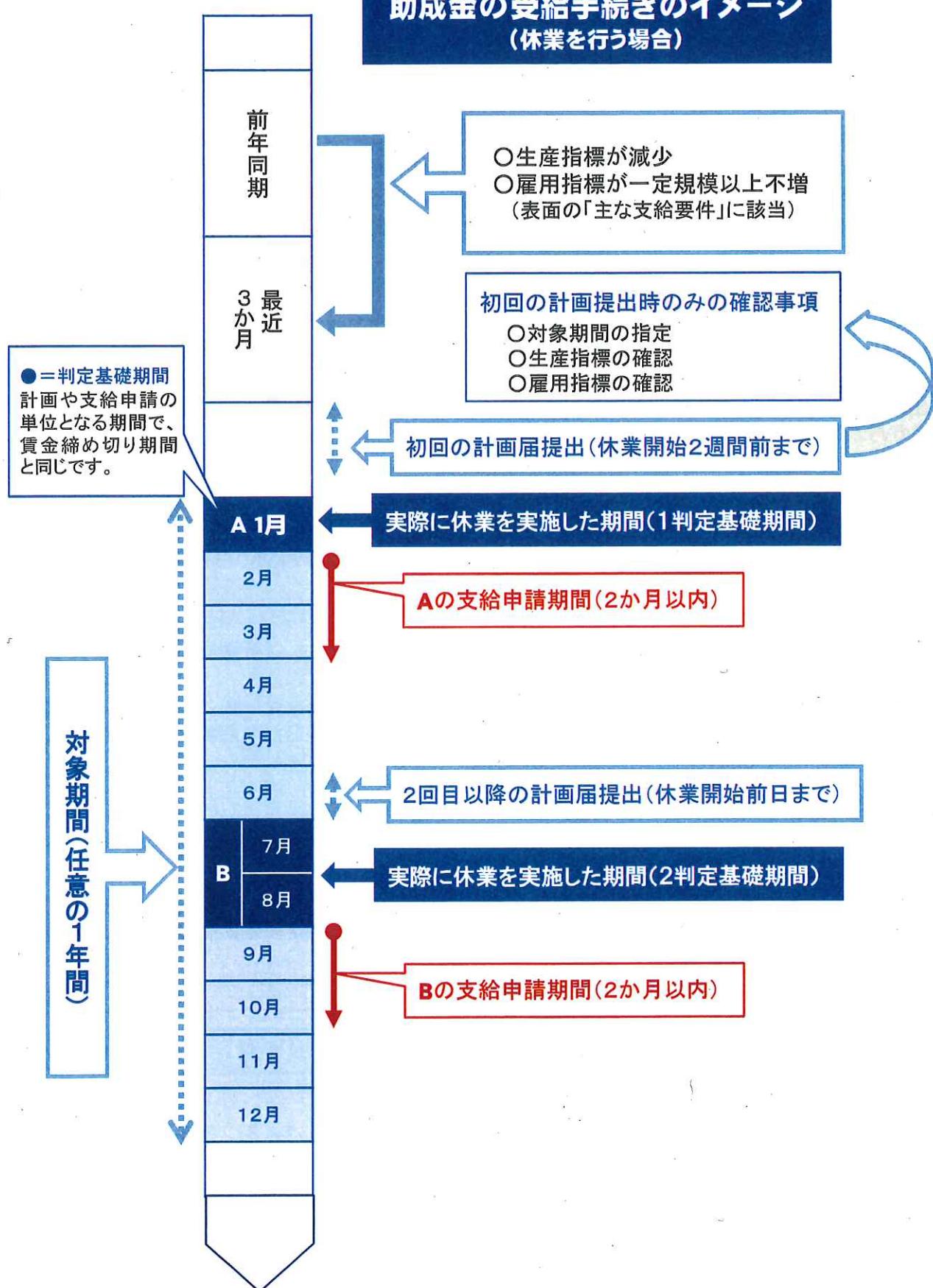
※ 支給限度日数は1年間で100日、3年間で150日



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL020301企01

助成金の受給手続きのイメージ (休業を行う場合)



詳細は、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。